

訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		日割の場合	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程 度の場合	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		日割の場合	123	1日につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実 施減算	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算 -12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算 -23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程 度の場合	37 単位減算 -37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合	1	1日につき	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算 -12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合	1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算 -23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程 度の場合	37 単位減算 -37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		日割の場合	1	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用 者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行 ²	所定単位数の 10% 減算		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	1月につき	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 15% 加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000 加算		
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算		

の網掛けは、令和8年6月の報酬改定により、サービスコードが追加されたもの

の網掛けは、令和8年6月の報酬改定により、略称等が変更となったもの

※空欄市が規定する単位数は、国が規定する単位数と同一としています。

※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員等処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目

訪問型サービス(独自/定額)サービスコード表

サービスコード		サービス名称	算定項目	単位数	利用者負担額	算定単位	限度額対象区分
種類	項目						
A4	1001	訪問型サービスA定額30分	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週2回まで	85	170	1回につき	対象外
A4	1002	訪問型サービスA定額60分		125	250	1回につき	対象外
A4	1003	訪問型サービスA定額90分		165	330	1回につき	対象外

通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位			
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	日割の場合 1,798 単位	1,798	1月につき		
A6	1112	通所型独自サービス11日割				59 単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2		日割の場合 3,621 単位	3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割		119 単位	119		1日につき		
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算		-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		事業対象者・要支援2	1 単位減算	-1	1日につき		
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			36 単位減算	-36	1月につき		
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			1 単位減算	-1	1日につき		
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割				事業対象者・要支援2	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12					36 単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割					1 単位減算	-1	1日につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき		
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752		
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合 (要支援1:376単位を限度/月、要支援2:752単位を限度/月)		47 単位減算	-47	片道につき		
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240			
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50			
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200			
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算		(1)口腔機能向上加算(Ⅰ) 150 単位加算	150			
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ			(2)口腔機能向上加算(Ⅱ) 160 単位加算	160			
A6	6310	通所型独自サービス一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480			
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 事業対象者・要支援1 88 単位加算	88			
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ			事業対象者・要支援2 176 単位加算	176			
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅡⅠ			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 事業対象者・要支援1 72 単位加算	72			
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅡⅡ			事業対象者・要支援2 144 単位加算	144			
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ			(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 事業対象者・要支援1 24 単位加算	24			
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅢⅡ			事業対象者・要支援2 48 単位加算	48			
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	又 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度) 100 単位加算	100			
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	200			
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算		(1)口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度) 20 単位加算	20	1回につき		
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ			(2)口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度) 5 単位加算	5			
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11	ワ 介護職員等処遇改善加算		利用定員が19人以上の場合 (1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の 111/1000 加算				
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ21			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の 120/1000 加算				
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ11			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の 109/1000 加算				
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の 118/1000 加算				
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 99/1000 加算				
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ1			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 83/1000 加算				
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12	利用定員が19人未満の場合		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の 117/1000 加算				
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の 127/1000 加算				
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の 115/1000 加算				
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の 125/1000 加算				
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 105/1000 加算				
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 89/1000 加算				

定員超過の場合

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119 単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3621 単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119 単位		83	1日につき

の網掛けは、令和8年6月の報酬改定により、サービスコードが追加されたもの

の網掛けは、令和8年6月の報酬改定により、略称等が変更となったもの

※笠岡市が規定する単位数は、国が規定する単位数と同一としています。

通所型サービス(独自/定額)サービスコード表

サービスコード		サービス名称	算定項目	単位数	利用者負担額	算定単位	限度額対象区分
種類	項目						
A8	1001	通所型サービスC(短期集中型サービス)	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週1回	329	0	1回につき	対象外

介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 (事業対象者・要支援1・2)	442 単位	1月につき
AF	2112	介護予防ケアマネジメント・高虐待	高齢者虐待防止措置未実施減算	438 単位	
AF	2113	介護予防ケアマネジメント費・高虐待・業継計	4 単位減算 業務継続計画未策定減算 4 単位減算	434 単位	
AF	2114	介護予防ケアマネジメント費・業継計	442 単位 業務継続計画未策定減算 4 単位減算	438 単位	
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300 単位加算	
AF	4002	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算	300 単位加算	
AF	4003	介護予防ケアマネジメントC・初回	イ 介護予防ケアマネジメント費	442 単位	
AF	3001	介護予防ケアマネジメント介護職員等処遇改善加算1	ニ 当該加算以外に基礎報酬のみを算定する場合	9 単位	
AF	3002	介護予防ケアマネジメント介護職員等処遇改善加算2	ホ 当該加算以外に基礎報酬(減算あり)+初回加算または委託連携加算のどちらかを算定する場合	15 単位	
AF	3003	介護予防ケアマネジメント介護職員等処遇改善加算3	ヘ 当該加算以外に基礎報酬(減算なし)+初回加算または委託連携加算のどちらかを算定する場合	16 単位	
AF	3004	介護予防ケアマネジメント介護職員等処遇改善加算4	ト 当該加算以外に基礎報酬+初回加算+委託連携加算を算定する場合	22 単位	

※合成単位数につきましては、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。

※笠岡市が規定する単位数は、国が規定する単位数と同一としています。